# 第433回岩手海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和4年7月22日(金)
- 2 開催年月日 令和4年8月23日(火)午後1時30分から午後3時10分まで
- 3 開催場所 岩手県水産会館5階大会議室
- 4 出 席 者

委 員(11名)

大井誠治会長、菅野信弘委員、渡部容子委員、熊谷正樹委員、砂田光保委員、小川原泉委員、亘理榮好委員、平井俊朗委員、三田地和彦委員、湊謙委員、自健一郎委員

[欠席4名:八木橋美紀委員、金澤秀男委員、藏德平委員、斎藤千加子委員]

## 岩 手 県

森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長、太田漁業調整課長、小川特命課長、藤原主任主査、高梨主任、大内技師

### 事 務 局

前川事務局長、日向技術主幹兼事務局次長、加賀主任主査

## 傍 聴 者

赤平英之

# 報道関係者

なし

# 5 委員会の議事

- 第1号議案 第一種区画漁業権の免許について (諮問)
- 第2号議案 知事許可漁業の制限措置等について (諮問)
- 第3号議案 岩手県漁業調整規則第4条の許可に係る小型定置網漁業の保護区域の設定 に関する委員会指示について
- 第4号議案 岩手県漁業調整規則第4条の許可に係る小型定置網漁業のいか釣り漁業操業禁止区域の設定に関する委員会指示について
- 第5号議案 船舶により釣り漁具を使用して行うさけ・ますの採捕制限に関する委員会 指示について
- 第6号議案 ひらめの採捕制限に関する委員会指示について
- 第7号議案 岩手海区漁業調整委員会会議規程の一部改正について

### 6 報告事項

- (1) 令和3管理年度における岩手県の特定水産資源(まさば及びごまさば太平洋系群) の漁獲可能量の変更について
- (2) 令和4管理年度における岩手県の特定水産資源(まいわし太平洋系群)の漁獲可

能量の変更について

(3) 令和5年度海区漁場計画作成基準(案)等について

## 7 委員会の経過

## 前川事務局長

それでは、定刻となりましたので会長から開会していただき、併せて御挨拶をお願い いたします。

# 大井会長

みなさん、御苦労様でございます。ただ今から、第433回岩手海区漁業調整委員会を開催をいたします。開催に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、御多忙中のところ御出席をいただき、ありがとうございます。また、県からは、関係職員に出席をいただき、御苦労様でございます。

さて、本日御審議いただく議案でございますが、県からの諮問2件と委員会指示4件、 委員会の会議規程の改正1件のほか、報告事項が3件を予定してございます。

審議案件が、盛りだくさんとなっておりますが、円滑な議事進行につきましてお願いを申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶といたします。御苦労様でございます。

## 前川事務局長

どうもありがとうございました。それでは、これからの議事進行につきましては、会 長にお願いいたします。

## 大井会長

それでは早速ではございますが議事に入りますが、その前に出席委員を確認させていただきます。本日は藏委員、金澤委員、斎藤委員、八木橋委員の4名が欠席でございますが、11名の委員が出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

次に議事録署名委員についてでございますが、岩手海区漁業調整委員会会議規程第8条第2項の規定により、私から指名させていただきます。議事録署名委員として、湊委員と渡部委員にお二人にお願いをいたします。よろしくお願いをいたします。

#### 大井会長

それでは第1号議案でございます。「第一種区画漁業権の免許について(諮問)」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

#### 前川事務局長

それでは、第1号議案について御説明いたしますので、赤色の表紙の資料を御準備願います。恐れ入りますが、以降座って説明させていただきます。第1号議案「第一種区画漁業権の免許について(諮問)」。要旨、岩手県知事から漁業法(昭和24年法律第267号)第70条の規定により、第一種区画漁業に係る漁業権の免許について、当委員会の意見を求められているものでございます。本議案に関しましては、本年10月1日の免許に向けて、これまで漁業法等の規定に基づきまして必要な手続きを踏んできているものでございます。

最初に、これまでの審議経過等について御説明いたしますので、恐れ入りますが資料の3ページをお開き願います。主だった内容を拾い上げて御説明いたしますと、県では、本年3月17日に今般の途中免許の対象となる第一種区画漁業権に係る海区漁場計画の素案を作成しております。その作成した素案について、パブリック・コメントによる意見聴取や港湾管理者等と公益上の支障について協議を整えた上で、4月25日に海区漁場計画の案を作成して、当委員会に諮問がなされてございます。これを受けまして、当委員会では、5月18日開催の第431回委員会、それから6月9日開催の公聴会及び第432回委員会において審議し、県が作成した海区漁場計画の案に対して異議のない旨を答申してございます。その後、県では6月21日に海区漁場計画を決定、公示し、その公示に基づき、漁業権を取得しようとする漁業協同組合から県に免許申請書が提出されましたことから、今般、県から漁業法の規定に基づき免許処分するに当たって、当委員会の意見を求める諮問があったものでございます。

それでは、資料の1ページをお開き願います。令和4年8月1日付け水振第293号による知事からの諮問書の写しでございます。標題は「第一種区画漁業に係る漁業権の免許について(諮問)」。本文ですが「このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第69条に基づき、別記に記載する者から免許申請がありましたので、同法第70条の規定により貴委員会の意見を求めます。」となっております。

この漁業法第69条と第70条についてでございますが、資料の4ページをお開き願います。上段部分、第69条第1項に「免許を受けようとする者は、都道府県知事に申請しなければならない。」ことが規定されてございます。また、その下の第70条で「前条第1項の申請があったときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。」ことが規定されておりまして、これが知事からの諮問の根拠となってございます。

それでは、免許申請の状況を御説明いたしますので、資料の2ページをお開き願います。第一種区画漁業の免許申請一覧表でございます。公示番号一区第234号、泉浜沖の漁場につきまして、釜石湾漁業協同組合から令和4年7月21日付けで申請書が提出されてございます。この免許申請につきまして、漁業法の規定に基づき、申請者が適格性を有しているかどうかを審査し、その結果について知事に答申することになります。

適格性の審査に関連する漁業法の条文についてでございますが、再度、4ページを御覧願います。第71条でございますが、免許をしない場合として第1項で「次の各号のいずれかに該当する場合は、都道府県知事は、漁業の免許をしてはならない。」として、第1号から第4号に具体的な内容が示されております。第1号は「申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき」という規定でございますが、これにつきましては、後ほど第72条の条文を確認しながら御説明させていただきます。次の第2号では「海区漁場計画の内容と異なる申請があったとき」とありますが、今回の申請につきましては、全て公示した内容に合致しております。次の第3号では「漁業権の不当な集中に至るお

それがあるとき」となっておりますが、特に不当な集中があるとは認められません。第4号では「漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき」とありますが、今般の申請は、そのような所有、占有には該当いたしません。以上のとおり、免許をしない場合として規定されている第71条第1項の第2号から第4号までには該当いたしません。

それでは、先ほど、後回しにいたしました第71条第1項第1号の「申請者が次条に規定する適格性を有する者」とはどういう場合が該当するのか、御説明いたします。第72条になりますが、今般の申請につきましては、漁業協同組合の組合員が行使する団体漁業権でございますので、第2項の規定が関係して参ります。同項第1号では、現に存する区画漁業権の存続期間の満了に当たっての規定となってございますので、今般の新規漁場設定に係る申請は、これには該当せず、次の第2号の規定が適格性要件となります。ゴシック体で下線を引いている箇所を拾い上げて読みますと、「その組合員のうち関係地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の3分の2以上であるもの」という内容でございまして、沿岸漁業者の大多数を組合員とする漁業協同組合が適格性を有するという規定となってございます。

それでは、今般、諮問のございました免許申請につきまして、適格性要件を満たしているかどうかを確認して参りたいと思います。別冊横書きの資料になりますが、第一種区画漁業権適格性審査資料の1ページを御開き願います。この表は、左から右に向かって、申請者名、海区漁場計画の公示番号、漁場名、個別漁業権、団体漁業権の別、関係地区を記載しております。また、表の右半分には、適格性を有するかどうかの判断情報を整理し、表の右端に適格性要件の適否を記載してございます。今般の途中免許に関しては、釜石湾漁業協同組合からの申請になりますが、団体漁業権の適格性要件である関係地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む者は228世帯で、この全てが申請者である釜石湾漁業協同組合に所属している組合員であることが確認されておりますので、適格性要件を満たしているものと判断し、表右端の欄に適と記載しているものでございます。

免許申請者の適格性に係る事務局からの説明は以上でございます。よろしく御審議を お願いいたします。

### 大井会長

ただ今、第1号議案について事務局から説明がございましたが、これについて委員の 皆様方から御意見、御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思います。

(「ありません」、「異議なし」の声)

#### 大井会長

ございませんか。

(「はい」の声)

## 大井会長

御意見等がなければお諮りをいたします。第1号議案について、免許申請者に適格性 があり、免許することが妥当である旨答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員举手)

## 大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、その旨答申することに決 定いたします。

- 第1<del>号議</del>案終了 <del>---</del>

# 大井会長

続きまして、第2号議案でございます。これは「知事許可漁業の制限措置等について (諮問)」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

## 前川事務局長

それでは、第2号議案について御説明いたしますので、青色の表紙の資料を御準備願います。第2号議案「知事許可漁業の制限措置等について(諮問)」。要旨、岩手県知事から漁業法(昭和24年法律第267号)第57条第1項並びに岩手県漁業調整規則(令和2年岩手県規則第66号)第4条第1項第1号、第2号、第3号、第13号及び第14号に掲げる知事許可漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び同規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置を定めるに当たり、同法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

初めに、本議案に関連します法令の内容について御説明しますので、資料一番最後、20ページを御覧願います。漁業法の抜粋になります。第58条において準用される第42条の規定を読み替えて整理、記載したものとなりますが、第1項において、都道府県知事は、許可又は起業の認可をしようとするときは、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁具の種類その他の規則で定める事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならないこと、また、第3項では、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないことが規定されております。ページを戻っていただきまして、18ページから19ページにかけて岩手県漁業調整規則の抜粋をお示ししてございます。19ページのゴシック体下線の部分になりますが、第11条第1項において、先ほど御説明しました漁業法第42条第1項のその他の規則で定める事項として、第1号の漁業種類から第6号の漁業者の資格まで具体的に規定されております。更に、同条第3項において、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないことが規定されておりまして、これら漁業法と県漁業調整規則の規定が、

知事からの諮問の根拠となっているものでございます。

それでは、知事からの諮問の内容につきまして御説明いたします。1ページを御覧願います。令和4年8月8日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、「知事許可漁業の制限措置等について(諮問)」、その後の本文の内容につきましては、先ほど御説明いたしました諮問の根拠となる漁業法及び岩手県漁業調整規則の関係条項が記載され、結びに「貴委員会の意見を求めます。」となっております。

なお、対象となる漁業や制限措置等の内容の詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

## 太田漁業調整課長

水産振興課の太田と申します。よろしくお願いいたします。それでは、第2号議案に つきまして、御説明させていただきます。以降、着座にて御説明させていただきます。

初めに、資料15ページをお開き願います。1番の趣旨を御覧願います。令和2年12月 1日に施行されました改正漁業法では、知事許可漁業の事務手続きとして、予め制限措置等を公示して許可申請を募集する必要がございます。今回の諮問は、対象となる知事許可漁業の制限措置等を定めることをお諮りするものでございます。

2として、制限措置を御覧願います。知事許可漁業の事務手続きは、従来は県が策定しました許可等の取扱方針を根拠としておりましたが、法改正によりまして、新たに取扱方針の一部を制限措置として定めることとなりました。15ページの下段の表、取扱方針の項目を御覧願います。表中の網かけ部分、着色してありますが、こちらの許可又は起業の認可をすべき船舶等や漁業者の数、漁業者の資格、漁業種類、船舶の総トン数、操業区域、漁業時期が制限措置に該当するものでございます。

続きましては、16ページ、3の今回対象漁業を御覧願います。今回対象となる漁業種類は、16ページ記載のあわび漁業、なまこ漁業、続きまして17ページ記載の中型まき網漁業、小型まき網漁業、さけはえ縄漁業及びいるか突棒漁業となります。

(大井会長 所用により一時離席)

### 太田漁業調整課長

許可申請を募集するに当たりまして、特に重要な制限措置であります許可又は起業の 認可をすべき船舶又は漁業者の数、いわゆる許可枠と申しますが、これにつきまして御 説明いたします。

16ページ(1)ー(ア)あわび漁業及び(イ)あわび潜水器漁業の許可枠について御説明します。当該漁業は、共同漁業権の区域内において、操業区域に係る漁業権者等があわびを採捕する漁業となっておりますので、公示する許可の件数は定めなしとするものでございます。

次に、(2)-(ア)操業区域を共同漁業権が設定されていない海域とするあわび漁業及び(イ)なまこ漁業でございます。あわび漁業につきましては、表に示す久慈地区から大

船渡地区にかけての共同漁業権が設定されていない5つの海域であわびを採捕するものでございます。要望調査の結果を踏まえ、合計285件の許可枠を公示するものでございます。なまこ漁業につきましては、大船渡地区の共同漁業権が設定されていない1海域でなまこを採捕するものであり、要望調査の結果を踏まえ62件の許可枠を公示するものでございます。

次に、17ページをお開き願います。(3)ー(ア)中型まき網漁業でございます。こちらでは、令和2年11月16日付け農林水産省告示第2229号によりまして、知事が許可することができる船舶の隻数が4隻と定められていることから、これと同数の4件の許可枠を公示するものでございます。次に、(イ)小型まき網漁業でございます。こちらは、令和3年12月31日現在の許可数を基準とし、要望調査の結果を踏まえて合計1件の許可枠を公示するものです。次に、(ウ)さけはえ縄漁業でございます。さけはえ縄漁業においては、許可数が県が定めた隻数の最高限度を超えないよう水産庁より通達されております。許可の要望数は岸寄りの操業区域1で合計135件、沖合の操業区域2で合計61件となり、県が定めた最高限度の隻数を超えないため、要望数と同数を許可枠として公示するものです。最後に、(エ)県外船を対象とするいるか突棒漁業でございます。当該漁業では、道県ごとに相互の許可枠の調整を行ってきた経緯を考慮いたしまして、令和3年12月31日現在の許可数を基準とし、業界団体の意見を踏まえ、要望数と同数の合計3件を許可枠として公示するものでございます。

資料2ページにお戻りください。今回諮問する制限措置等の公示案を2ページより示しております。あわび漁業につきましては2ページから5ページにかけて、なまこ漁業につきましては6ページ、中型まき網漁業につきましては7から8ページ、小型まき網漁業が9から10ページ、さけはえ縄漁業が11から12ページ、いるか突棒漁業が13から14ページでございます。それぞれの公示案につきましては、(1)の表中に制限措置の内容、特に右端に許可枠の件数を示してございます。(2)としまして許可申請の受付期間、(3)に備考として許可の条件を示してございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

#### 前川事務局長

はい、ありがとうございます。ただいま会長、中座しておりますが、会長の方から議事の方を進めておいてよいという了解をいただいておりますので、私の方で、今しばらく代行で進行させていただきたいと思います。

ただ今、第2号議案につきまして事務局及び県から説明させていただきました。これ につきまして委員の皆様から御意見、御質問等がございましたら御発言をいただきたい と思います。

(「ありません」の声)

#### 前川事務局長

ございませんでしょうか。

## 前川事務局長

御意見等がなければお諮りしたいと思います。第2号議案について、異議がない旨答申することについて賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

## 前川事務局長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、異議のない旨答申することを決定といたします。

**──** 第2号議案終了 <del>─</del>─

## 前川事務局長

それでは、第3号議案「岩手県漁業調整規則第4条の許可に係る小型定置網漁業の保護区域の設定に関する委員会指示について(諮問)」を上程します。事務局から説明をお願いします。

## 日向技術主幹兼事務局次長

それでは、第3号議案につきまして御説明をいたします。着座にて御説明をさせていただきます。第3号議案「岩手県漁業調整規則第4条の許可に係る小型定置網漁業の保護区域の設定に関する委員会指示について」。要旨、岩手県漁業調整規則第4条の許可に係る小型定置網漁業について、当該漁業を保護するため、漁業法第120条第1項の規定に基づき、保護区域を設定しようとするものでございます。

最初に10ページを御覧願います。最後のページになります。委員会指示を発動する根拠法令としまして漁業法の抜粋をお示ししております。漁業法の第120条第1項のゴシック体で表記し下線を引いている部分ですが、「海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。」と規定されており、この規定に基づきまして、委員会指示を発動しようとするものでございます。

次に7ページを御覧願います。これは、現在出されております委員会指示でございます。定置漁業は、漁具を固定した受け身の漁法でありますことから、一定の保護区域を設けまして、1の(2)の所にアンダーラインを引いておりますとおり、「小型定置漁業に対し著しく支障を及ぼす漁業を営み、又は当該漁業の魚道を遮断し、若しくは魚群を散逸させる行為をしてはならない。」として、保護区域内における漁業の制限をしているものでございます。

次に9ページを御覧願います。最後の所に参考として現在の委員会指示の発動状況について表に整理してございます。定置漁業は、漁業権に基づく大型定置と、同じく漁業権に基づく第二種共同漁業の小型定置、それから一番下の知事許可に基づく小型定置の

3つのタイプがございますが、一部の小型定置を除き、ほとんどの定置漁業について保護区域を設定しております。この内、太線で囲っております一番下の知事許可に基づく小型定置網の現在の許可の有効期間が令和4年8月31日で満了となりますことから、本議案では、引き続き、同年9月1日から1年間の有効期間で許可されます小型定置網の8件の漁場に係る保護区域の設定について、御審議いただくものでございます。

それでは5ページを御覧願います。ここには、一般的な定置網の模式図として、保護 区域を設定するに当たって基点となる元地、左右の台、胴張りの沖側の浮子の位置を図 示しております。

6ページを御覧願います。小型定置網漁業の保護区域の模式図をお示ししております。 保護区域には、上段のAタイプのような、元地が陸上に接する所にあって保護区域が海 岸線でもって囲まれているものと、下段のBタイプのような、元地が陸上に接しない海 上にあって、保護区域の陸地側を元地の位置で線引きするものの2種類があります。保 護区域の定め方について、Aタイプの模式図で御説明します。まず、定置網を囲んでい る赤色の二重線がございますが、これが許可されている漁場の区域を示しております。 その外側を囲む青色の太い実線が保護区域でございます。この区域は、定置網・身網の 左上に表示しております左側の沖側の台から漁場別に定める距離の点アと、反対の右側 の沖側の台から漁場別に定める距離の点イ、それから図の中央、上の胴張の沖側の浮子 から漁場別に定める距離の点ウ、それと海岸線によって囲まれた区域が保護区域となり ます。Bタイプの場合は、この海岸線が元地の位置となる点工に置き換わるということ になります。

## (大井会長 復席)

### 日向技術主幹兼事務局次長

漁場別のそれぞれの点ア、イ、ウの距離については、知事許可による小型定置網漁業を営もうとする漁業協同組合から保護区域の設定の要望があり、一覧表として整理しておりますので、4ページを御覧願います。表の項目は、左からAタイプ、Bタイプの別、許可番号、漁場名、現行の点ア、イ、ウの距離、要望の点ア、イ、ウの距離、要望内容等としてございます。各漁協からの要望距離は、表のとおり全て現行と同じでございます。

以上のように、岩手県漁業調整規則第4条の許可に係る小型定置網漁業が継続して許可され、その許可を受ける漁業協同組合から継続して保護区域の設定要望がありますことから、事務局といたしましては、当該漁業の保護のため、長年それぞれの漁場で操業秩序が維持され定着している区域を、引き続き、保護区域として設定することが適当であると考えております。

それでは、1ページを御覧願います。委員会指示(案)でございます。読み上げます。 岩手海区漁業調整委員会指示第 号。漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の 規定に基づき、岩手県の地先海面における岩手県漁業調整規則(令和2年岩手県規則第 66号)第4条の許可に係る小型定置網漁業の保護区域を次のとおり設定する。日付につきましては、本日御承認いただければ、令和4年9月2日を予定しております。会長名でお出しいたします。

指示の内容でございますが、1として、先ほど御説明いたしました漁場の模式図のAタイプの漁場について、整理をしております。(1)保護区域。次の直線ア線、イ線及びウ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。以下のア線、イ線、ウ線、それから点ア、点イ、点ウにつきましては、先ほどの模式図で御説明したとおりでございます。漁場別の距離は、下にお示ししております表のとおりで、全て現行どおりでございます。(2)保護区域内における漁業の制限でございますが、保護区域内においては、岩手県漁業調整規則第4条の許可に係る小型定置網漁業に対し著しく支障を及ぼす漁業を営み、又は当該漁業の魚道を遮断し、若しくは魚群を散逸させる行為をしてはならないとして、これも現行どおりでございます。

2ページを御覧願います。2としてBタイプの漁場について記載しております。(1) 保護区域。次の直線ア線、イ線、ウ線及び工線によって囲まれた区域。以下のア線から 工線、それから点アから点工につきましては、先ほどの模式図で御説明したとおりでございます。漁場別の距離は、下にお示ししております表のとおりで、全て現行どおりでございます。また、(2)の保護区域内における漁業の制限につきましても、先ほど御説明いたしました1の(2)と同様でございます。

なお、この委員会指示につきましては、県報登載に当たり、県の法規担当と協議いた します関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に御一任 くださるようお願いをいたします。御審議の程、よろしくお願いいたします。以上です。

#### 大井会長

ただ今、第3号議案について事務局から説明がございましたが、これにつきまして委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたら御発言をいただきたいと思います。 (「異議ありません」の声)

#### 大井会長

御意見がなければお諮りをいたします。第3号議案について、原案のとおり指示する こととし、字句等の修正があった場合は、事務局に一任することに賛成の方の挙手を求 めます。

#### (全委員举手)

### 大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、原案のとおり指示することに決定 をいたします。

第3号議案終了 ——

#### 大井会長

続きまして、第4号議案でございます。「岩手県漁業調整規則第4条の許可に係る小型 定置網漁業のいか釣り漁業操業禁止区域の設定に関する委員会指示について」を上程い たします。事務局から説明をお願いします。

## 日向技術主幹兼事務局次長

それでは、第4号議案について御説明いたします。第4号議案「岩手県漁業調整規則第4条の許可に係る小型定置網漁業のいか釣り漁業操業禁止区域の設定に関する委員会指示について」。要旨、岩手県漁業調整規則第4条の許可に係る小型定置網漁業について、当該漁業を保護するため、漁業法第120条第1項の規定に基づき、いか釣り漁業の操業禁止区域を設定しようとするものでございます。いか釣り漁業につきましては、夜間操業する場合に集魚灯を使用いたしますことから、その操業が定置漁業に影響を与えないよう、先ほど御審議いただきました第3号議案の保護区域に連接して、更に沖側に操業禁止区域を設けるものでございます。

それでは、最初に7ページを御覧願います。いか釣り漁業の操業禁止区域の模式図をお示しております。先ほどの第3号議案で御審議いただきました保護区域を青色の線でお示ししておりますが、この左側のア線と右側のイ線を沖側に延長した線と、沖側のウ線、そのウ線から更に沖側に工線を設定し、それによって囲まれた緑色の太い実線の部分で、範囲を灰色、グレーで色付けしている部分になりますが、ここを夜間に操業するいか釣り漁業の操業禁止区域として設定するものでございます。このいか釣り漁業の操業禁止区域設定に至った経緯等につきましては、8ページに整理してございますので、この分につきましては後ほど御覧いただければと思っております。

それでは9ページを御覧願います。9ページには、現在出されております委員会指示を載せておりますが、知事許可である小型定置網漁業の許可の有効期間が今月末で満了となりますことから、この度、許可の更新に際して岩手県定置漁業協会と岩手県沿岸漁船漁業組合から、改めていか釣り漁業の操業禁止区域設定の意向を確認しております。

3ページを御覧願います。岩手県定置漁業協会からの文書の写しでございますが、この文書には、次の4ページの岩手県沿岸漁船漁業組合からの同意書の写しを添えて、前回同様、操業禁止区域を継続して設定するよう要望する旨の内容となっておりまして、その対象となる小型定置網漁場毎の操業禁止区域の距離数等を5ページに要望一覧表として整理をしてございます。

6ページを御覧願います。6ページには岩手県沿岸漁船漁業組合から提出いただいた 文書の写しでは、操業禁止区域の設定に異論はないことの回答内容となっております。

以上のことから、いか釣り漁業の操業区域について、岩手県定置漁業協会から継続した設定要望があり、関係団体との調整も図られておりますことから、事務局といたしましては、本年9月1日から許可が更新の小型定置網漁業について、漁場周辺でのいか釣り漁業による影響を緩和して小型定置網漁業の保護を図るため、引き続き、夜間に操業するいか釣り漁業の操業禁止区域を設定することが適当であると考えております。

それでは、委員会指示(案)を御説明いたしますので、1ページを御覧願います。読み上げます。岩手海区漁業調整委員会指示第 号。漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、岩手県の地先海面における動力漁船を使用するいか釣り漁業の操業について、次のとおり禁止する。日付につきましては、本日御承認いただければ、令和4年9月2日を予定しております。会長名でお出しします。

指示の内容でございますが、「1 操業禁止区域」として、次の直線ア線、イ線、ウ線及び工線によって囲まれた区域。以下のア線から工線、それから点アから点工につきましては、第3号議案と先ほど模式図で御説明したとおりでございます。漁場別の距離は、下にお示ししております表のとおりで、表の構成とすれば、先ほどの第3号議案の保護区域の表中に点工が追加されているだけでございます。この点工の距離は、全て500メートルとなってございます。「2 操業禁止区域内における操業禁止時間」は、日没から日の出までの間を禁止としてございます。

この委員会指示につきましては、県報登載に当たり、県の法規担当と協議いたします 関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に御一任くださ るようお願いいたします。御審議の程、よろしくお願いいたします。以上です。

## 大井会長

ただ今、第4号議案について事務局から説明がございましたが、これにつきまして委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたら御発言をいただきたいと思います。

(三田地委員、挙手)

#### 三田地委員

確認です。3ページで、羽子から500メートルの操業禁止区域ですが、誤解の無いように、点ウが羽子から300メートル、工線まで500メートルを足して800メートルではなく、羽子から緑色の線までが500メートルということでよろしいですね。

#### 日向技術主幹兼事務局次長

はい、そのとおりでございます。

#### 大井会長

ほか、ございませんか。

(「なし」の声)

### 大井会長

御意見がなければお諮りをいたします。第4号議案について、原案のとおり指示することとし、字句等の修正があった場合は、事務局に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

#### (全委員挙手)

#### 大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、原案のとおり指示することに決定いたします。

## 大井会長

続きまして、第5号議案でございます。「船舶により釣り漁具を使用して行うさけ・ますの採捕制限に関する委員会指示について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

# 日向技術主幹兼事務局次長

それでは、第5号議案について御説明いたします。第5号議案「船舶により釣り漁具を使用して行うさけ・ます採捕制限に関する委員会指示について」。要旨、漁場での漁業者と遊漁者とのトラブルの未然防止及びさけはえ縄漁業の操業の秩序の維持と操業の安全を図るため、漁業法第120条第1項の規定に基づき、船舶により釣り漁具を使用して行うさけ・ますの採捕について制限しようとするものでございます。

初めに3ページを御覧願います。本委員会指示を必要とする理由について記載してございます。最初に、1のはえ縄(いかり止めによるものを除く。)以外の釣り漁具によるさけ・ますの採捕の禁止についてでございますが、この指示は、漁場での漁業者と遊漁者とのトラブルの未然防止を図るため、昭和56年度に発動し、その後も毎年発動しているものでございます。今年度におきましても、さけはえ縄漁業の許可が見込まれ、当該漁業が操業されますので、事務局といたしましては、漁場での漁業者と遊漁者とのトラブルの未然防止を図るために、引き続き、いかり止めによるものを除いたはえ縄以外の釣り漁具によるさけ・ますの採捕を禁止する必要があると考えております。次に、2のさけはえ縄漁業の操業の時間及び操業の方法の制限についてでございますが、この指示は、平成2年度に当時の岩手県さけ・ます延縄漁業組合から要望を受けまして、さけ延縄漁業の操業の秩序の維持と操業の安全を図るために、毎年発動しているものでございます。。

4ページを御覧願います。今年度におきましても、令和4年6月7日付けで当委員会の会長あてに、岩手県沿岸漁船漁業組合から「令和4年度さけ・ますの採捕に係る制限について(要望)」として、前年同様の内容で要望する旨の要望書が提出されておりますことから、事務局といたしましては、さけはえ縄漁業の操業の秩序の維持と操業の安全を図るために、当該漁業の操業の時間及び操業の方法を制限する必要があると考えております。

それでは、1ページを御覧願います。令和4年度の委員会指示(案)を御説明いたします。読み上げます。岩手海区漁業調整委員会指示第 号、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、岩手県の沖合海面において、船舶により釣り漁具を使用して行うさけ・ますの採捕について、次のとおり制限する。日付けにつきましては、本日御承認いただければ、令和4年9月2日を予定しております。会長名でお出しいたします。指示の内容でございますが、「1 制限の期間」、令和4年10月1日から令和5

年2月28日まで。「2 制限の内容」、(1)漁具・漁法 はえ縄 (いかり止めによるものを除く。)以外の釣り漁具によるさけ・ますの採捕を禁止する。(2)操業の時間、午後8時から翌日の午前4時までは操業を禁止する。(3)操業の方法、ア はえ縄漁具を敷設する場合は、その長さが4キロメートルを超えないようにし、その両端のボンデンには岸側に赤色の旗を、沖側にだいだい色の旗を、その中間に黒色の旗を掲げなければならない。この場合において、夜間は両端のボンデンには岸側に赤色の照明を、沖側に白色の照明を掲げなければならない。イ 操業の禁止時間中に、漁場内でいかりを使用して漁船を係留してはならない。ウ 回転灯は、投縄時以外に点灯してはならないでございます。

なお、参考としまして2ページにはこの委員会指示の新旧対照表と、5ページ以降には、委員会指示の変遷やさけはえ縄漁業の概況に関する資料を添付しております。

また、この委員会指示につきましては、県報登載に当たり、県の法規担当と協議いた します関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に御一任 くださるようお願いいたします。それでは、御審議の程、よろしくお願いいたします。 以上です。

# 大井会長

ただ今、第5号議案について事務局から説明がございましたが、これにつきまして委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたら御発言をいただきたいと思います。

(「異議なし」の声)

## 大井会長

よろしいですか。

(「はい、異議ありません」の声)

#### 大井会長

御意見等がなければお諮りをいたします。第5号議案について、原案のとおり指示することとし、字句等の修正があった場合は、事務局に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

#### (全委員举手)

### 大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、原案のとおり指示することに決定をいたします。

第5号議案終了

### 大井会長

続きまして、第6号議案でございます。「ひらめの採捕制限に関する委員会指示について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

#### 日向技術主幹兼事務局次長

それでは、第6号議案について御説明いたします。第6号議案「ひらめの採捕制限に関する委員会指示について」。要旨、岩手県のひらめ資源の繁殖保護を図るため、漁業法第120条第1項の規定に基づき、ひらめの採捕等について制限しようとするものでございます。

最初に3ページを御覧願います。今般の委員会指示につきましては、岩手県漁業協同組合連合会からの要望に対応し、平成19年から毎年発動してきているところでございます。今年度におきましても、令和4年6月24日付けで当委員会の会長あてに、岩手県漁業協同組合連合会から「ヒラメの採捕制限に係る海区漁業調整委員会指示の継続について」としまして、前年の要望内容と同様の要望書が提出されております。

次に、5ページを御覧願います。これは今年3月に岩手県漁業協同組合連合会と岩手県水産技術センターが「岩手県沖における漁業資源の生態と資源特性」として取りまとめた報告書から、ひらめの資源動向等について記載されていましたものを抜粋したものでございます。2)の水揚動向を御覧願います。ひらめの水揚量は震災以降急増し、平成26年には過去最高の257トンに達しましたが、平成27年以降は減少していることや令和3年の水揚量は107トン前年比106パーセントとなり、前年より増加したことなどが記載されているところでございます。

次に、6ページを御覧願います。3)の資源動向のところでは、図1-2で久慈及び大船渡魚市場での全長組成、そして右隣りの図1-3で水揚げされたヒラメの年齢別推定資源量、そして下の図1-4で野田湾及び大槌湾における着底稚魚分布密度に関する調査結果が記載されておりまして、これらの結果及びその水揚動向から、本県のひらめの資源量水準は低位で資源動向は横ばいにあると判断されていることが記述されております。この様な調査結果を受けて、下段の「資源管理に関するコメント」のところでは、「安定的な漁獲を維持するためには、現行の資源保護措置を継続し、小型魚を確実に保護することが重要と考えられる。」と、整理されております。

事務局といたしましては、岩手県漁業協同組合連合会からの要望と、この調査研究に 基づくひらめの資源評価などを踏まえ、ひらめ資源の繁殖保護を図るためには、ひらめ の採捕等について制限する必要があると考えております。

それでは、1ページを御覧願います。令和4年度の委員会指示(案)を御説明いたします。読み上げます。岩手海区漁業調整委員会指示第 号、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、ひらめの採捕等について、次のとおり制限する。日付けにつきましては、本日御承認いただければ、令和4年9月2日を予定しております。会長名でお出しいたします。

指示の内容でございますが、「1 制限の期間」、令和4年10月1日から令和5年9月30日まで、「2 制限の内容」、(1)岩手県海面において、全長30センチメートル未満のひらめは、採捕してはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究又は教育実習のため採捕する場合は、この限りでない。(2)漁業を営む者、漁業を営む者のために水産動

物の採捕に従事する者又はこれらの者以外の者であって水産動物の採捕を行う者(以下「漁業者等」という。)は、(1)の規定に違反して採捕されたひらめ又はその製品を所持し、又は販売してはならない。(3)漁業者等が試験研究機関の標識が付いたひらめ(全長30センチメートル未満のものに限る。)を採捕し当該試験研究機関に提供するためこれを所持する場合は、(1)本文及び(2)の規定は適用しないでございます。

なお、参考として、2ページにこの委員会指示の新旧対照表、4ページには委員会指示の内容等の変遷、7ページ以降に県内魚市場におけるひらめの水揚状況に関する資料等を添付しております。

また、この委員会指示につきましては、県報登載に当たり、県の法規担当と協議いた します関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に御一任 くださるようお願いいたします。それでは、御審議の程、よろしくお願いいたします。 以上です。

## 大井会長

第6号議案について事務局から説明がございましたが、これにつきまして委員の皆様 方から御意見、御質問等がございましたら御発言をいただきたいと思います。

(湊委員、举手)

## 大井会長

はい、どうぞ。

## 湊委員

これ制限期間が10月から来年9月30日となっているわけなんですが、ほとんど震災前からも30センチなんかも、自分らもそうなんですが、放流しているわけなんですよね。そういうものでも、獲ってはならないこと決めた方がいいんじゃないですか。周年も獲ってはだめということで。その1年限りでこうして会議にかけるよりも、未来永劫30センチ以下のひらめを獲ってはだめだっていうことで、決めたらどんなもんですか。

#### 前川事務局長

ひらめの委員会指示につきましては、先ほど御説明したとおり、平成19年以降毎年こういう形で指示を発動してきているところでございます。今、湊委員さんから御発言がありましたとおり30センチメートル未満のひらめの採捕、現場的にも採捕しないという行為も行われているということで、1年更新ではなく、今後も期間を設けず禁止してはどうかという御意見がございました。

これにつきまして、今後禁止とするという方法として、委員会指示という形の他に、 県の漁業調整規則の中でひらめの採捕禁止規定を設けるという方法もあろうかと思い ますので、その辺の禁止の仕方等については、漁業者、魚類栽培の協議会等の意見もお 聴きしながら、今後県の方とも一緒に検討して参りたいと思います。

#### 大井会長

よろしいですか。

# 湊委員

はい。

# 大井会長

ほか、ございませんか。

(「ありません」の声)

# 大井会長

それでは、御意見等なければお諮りをいたします。第6号議案について、原案のとおり指示することとし、字句等の修正があった場合は、事務局に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員举手)

# 大井会長

全員賛成ですので、原案のとおり指示することに決定いたします。

第6号議案終了

# 大井会長

続きまして、第7号議案でございます。「岩手海区漁業調整委員会会議規程の一部改正 について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

# 日向技術主幹兼事務局次長

それでは、第7号議案について御説明いたします。第7号議案「岩手海区漁業調整委員会会議規程の一部改正について」。要旨、情報通信機器の発展を踏まえ、会長が認めた場合、会長が認める情報通信機器を活用した会議への出席が可能であることを明示し、円滑な会議の開催を確保するため、所要の整備をしようとするものでございます。

最初に、1ページを御覧願います。公示案をお示ししてございます。冒頭の部分を読み上げます。岩手海区漁業調整委員会公示第 号 岩手海区漁業調整委員会会議規程の一部を改正する公示を次のように定める。令和4年 月 日。公示日につきましては、県の法規担当の審査の終了後に予定をしております。会長名でお出しいたします。

以下の公示案の内容につきましては、2ページの概要により説明させていただきます。2ページを御覧願います。今般の規程の一部改正の概要についてでございます。当該規程は、委員会の会議に関し、必要な事項を定めているものでございます。改正の趣旨でございますが、パソコンやタブレット等の情報通信機器の発展により、会議の開催場所とは別の場所にいる委員が情報通信機器を活用して開催場所にいる委員と同時に議事の審議に参加し、合議体としての意思決定や会議の公開を実現することができることを踏まえ、会長が認めた場合、会長が認める情報通信機器を活用した委員の会議への出席が可能であることを明示し、円滑な会議の開催を確保するため、所要の整備をしようとするものでございます。いわゆるウエブ会議を開催するに当たっての所要の整備でございます。改正の内容といたしましては、会議規程の第2条第3項を同条第4項とし、同条

第3項に次のことを記載しております、「委員は、会長が認めた場合、会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。」という規定を追加するものでございます。

また、3ページの方には、この改正案を下線ゴシックで示した会議規程の全文を添付しております。

最後になりますが、今般の公示案につきましては、県報登載に当たり、県の法規担当 と協議いたします関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務 局に御一任くださるようお願いいたします。それでは御審議の程、よろしくお願いいた します。以上です。

## 大井会長

ただいま、第7号議案について、事務局から説明がございましたが、これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思います。

(「ありません」の声)

# 大井会長

御意見等がなければ、お諮りをいたします。第7号議案について、原案のとおり公示することとし、字句等の修正があった場合は、事務局に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

# (全委員举手)

## 大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、原案のとおり公示することに決定いたします。

#### 大井会長

本日の議案につきましては、以上でございます。

第7号議案終了

### 大井会長

次に、「報告事項」に移ります。報告事項(1)と(2)の「特定水産資源の漁獲可能量の変更について」でございます。一括して県から説明をお願いします。

#### 小川特命課長

水産振興課の小川でございます。着座にて説明させていただきます。緑色の表紙の報告事項(1)「令和3管理年度における岩手県の特定水産資源(まさば及びごまさば太平洋系群)の漁獲可能量の変更について」説明させていただきます。

2ページ目を御開きください。令和3年7月から令和4年6月までの令和3管理年度におけるまさば及びごまさば太平洋系群について、農林水産大臣から本県漁獲可能量について2万6,100トンに変更した旨通知がございました。

このため、令和3年7月15日に開催された第427回岩手海区漁業調整委員会で諮問し、 異議ない旨答申いただいたとおり、岩手県資源管理方針に従い、変更された漁獲可能量 を知事管理区分に配分しましたので御報告いたします。

4ページ目を御覧願います。岩手県資源管理方針の抜粋でございます。続きまして5ページ目を御覧願います。まさば及びごまさば太平洋系群の具体的な資源管理方針(別紙1-8)でございますが、第3の1で漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、95パーセントを岩手県まさば及びごまさば太平洋系群漁業へ配分し、残りを県の留保分に充てるとしています。

また、第3の2において「1の規定は、本県に配分された漁獲可能量が変更された場合について準用する。」とあり、漁獲可能量の変更があった場合には、1の規定に基づき機械的に配分するとされてございます。

3ページ目を御覧願います。新旧対照表でございます。表の右が変更前の知事管理漁獲可能量、左が変更後でございます。表の左側を御覧願います。まさば及びごまさば太平洋系群について、変更された本県漁獲可能量の95パーセントに当たる2万4,795トンを岩手県まさば及びごまさば太平洋系群漁業へ、残り1,305トンを県の留保枠に充てる変更を行いましたので御報告いたします。

それでは、引き続きまして赤色の表紙、報告事項(2)「令和4管理年度における岩手県の特定水産資源(まいわし太平洋系群)の漁獲可能量の変更について」御報告いたします。

2ページ目を御覧願います。令和4年1月から令和4年12月までの令和4管理年度に おけるまいわし太平洋系群について、農林水産大臣から本県漁獲可能量について1万 4,500トンに変更した旨通知がございました。このため、先ほどと同様、岩手県資源管理 方針に従い、変更された漁獲可能量を知事管理区分に配分したので御報告いたします。

4ページ目を御覧願います。岩手県資源管理方針の抜粋でございます。5ページ目を御覧願います。まいわし太平洋系群の具体的な資源管理方針(別紙1-2)ですが、第3の1で漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、95パーセントを岩手県まいわし太平洋系群漁業へ配分し、残りを県の留保分に充てるとしています。

また、第3の2におきまして「1の規定は、本県に配分された漁獲可能量が変更された場合について準用する。」とあります。

3ページ目を御覧ください。新旧対照表でございます。表の右が変更前の知事管理漁獲可能量、左が変更後でございます。表の左を御覧願います。まいわし太平洋系群については、変更された本県漁獲可能量の95パーセントに当たる1万3,775トンを岩手県まいわし太平洋系群漁業へ、残り725トンを県の留保枠に充てる変更を行いましたので御報告いたします。報告は以上でございます。

#### 大井会長

ただ今、県から説明がございましたが、これにつきまして、委員の皆様から御質問等

がございましたら、お願いをいたします。

## 大井会長

よろしいですか。

(「はい」の声)

## 大井会長

御質問等がなければ、「報告事項(3)」に移ります。

報告事項(1)、(2)終了 —

## 大井会長

報告事項(3)でございます。「令和5年度海区漁場計画作成基準(案)等について」、 県から説明をお願いします。

## 太田漁業調整課長

それでは、報告事項(3)につきまして御報告させていただきます。着座にて御報告させていただきます。「令和5年度海区漁場計画作成基準(案)について」でございますが、令和5年度には、定置漁業、区画漁業及び共同漁業権の全てにつきまして、漁業権の切替えが行われます。漁業権の切替えに当たりましては、県は漁業の種類、漁場の区域など免許の内容を示した海区漁場計画を作成することとされておりまして、その作成に当たり、事前に県の考え方を示す海区漁場計画作成基準を策定し、漁業者等の方々と目線合わせすることとしております。本日は、その基準案につきまして、委員の皆様から御意見をいただき、最終調整の後に、9月中旬を目途に関係者の方に通知することを予定としてございます。

基準案を御説明する前に、今回作成する上でのポイントとなる事項などを御説明させていただきますので、水色の資料1ページ、漁業権の切替えについてを御覧願います。まず、「1 漁業権について」の(2)を御覧願います。知事は、公共水面について漁業の免許をする必要がある場合には、海区漁業調整員会の意見を聴き、海区漁場計画を定めることとされており、※1に海区漁場計画として県が事前に定める免許の内容を示してございます。次に「2 漁業権の種類と概要」について御説明いたします。資料2ページに漁業権漁業の説明図がございます、こちらを御覧願います。漁業権分類の欄が網掛けとなっている漁業種類が、本県で行われています漁業権漁業となっております。

まず、定置漁業権ですが、これは御存じのとおり海中の一定の場所に漁具を設置して 魚群を誘導して捕獲する漁業でございますが、本県ではさけを始めとして、さば類、ぶ り、するめいか、いわし類などを漁獲しております。免許の期間は5年間で、現行の免 許件数は81件となっております。

次に区画漁業権ですが、本県では第一種と第二種がございます。第一種は一定の区画 内に施設を設置して養殖業を営む権利でございますが、わかめ、こんぶ等の海藻養殖、 かき、ほたて等の貝類の垂下式の養殖などがあります。免許期間は5年間で、現行の免 許件数は134件ございます。また、第二種は石や木で囲まれました一定の区域において養殖業を営む権利でございまして、こちらは免許期間は10年、本県ではあわび養殖が1件ございます。

続きまして、共同漁業権でございます。第一種はあわび、うに、海藻などを採取する漁業でして、現行免許件数は51件となっております。第二種はあいなめ、かれい類を漁獲する刺し網等の固定した網漁具を利用する漁業15件と小型定置網30件がございます。第五種は内水面の河川、湖沼等での漁業34件となってございます。第一種、第二種、第五種とも、免許期間は10年となっております。

令和5年度には、これら全ての漁業権の免許期間が満了となりまして、切替えの対象となって参ります。

資料1ページへお戻り願います。「3 令和5年度漁業権切替えに向けての課題及び対 応」についてでございますが、こちらでは本県の漁業権漁業が抱える課題と対応を示し ておりまして、これら課題への対応が今回の海区漁場計画作成基準のポイントとなって おります。まず、課題についてですが、東日本震災からのハード面の復旧はほぼ完了し たものの、漁業生産量は震災前の5割から6割にとどまっております。特にも、定置漁 業では秋さけ等の主力魚種の極端な不漁による経営の悪化と従事者の不足、養殖業では 行使者の減少による漁場の利用率の低下、共同漁業権では人手不足や磯焼け等による生 産量の減少等の課題が生じているところでございます。(2)対応についてでございます。 対応の方向性は、いわて県民計画や岩手県水産業リボーン宣言に沿った内容としてござ います。定置漁業では秋さけの資源回復に努めながら、漁模様に対応した安定的な経営 を進めていく必要があり、引き続き、経費の削減や採算性の低い漁場の操業体制の見直 し等を推進し、経営の改善と安定化を進めることとしております。区画漁業では、行使 者の養殖規模の拡大、新たな養殖対象種の導入、地域の枠を超えた漁場活用を推進し、 漁場生産力を十分に発揮することで、生産量の回復・増大と経営の安定化を進めること としております。共同漁業権漁業では、地域の枠を超えた漁場活用や漁場に獲り残され たうにの有効活用等を進め、生産力の維持を図ることとしております。

次に、資料の3ページを御覧願います。3ページには、漁業権の免許手順を概略日程とともに示しております。令和4年度の手順としましては、本日、貴委員会で御意見をいただいた後、作成基準(案)について沿岸各地で説明会を開催し、その後、最終調整を経て海区漁場計画作成基準を策定します。令和4年9月から10月に漁業者等の要望調査、関係機関との利害調整等を進めまして、令和5年3月に区画漁業権と共同漁業権の海区漁場計画案について、貴委員会へ諮問させていただきます。なお、定置漁業権については、区画、共同漁業権からおおよそ半年後の日程で進めていく予定としております。

次に、4ページを御覧願います。4ページは漁業権漁場区域図の例となっております。 例として宮古、重茂地区のものを示してございます。このような漁場の区域等について は海区漁場計画において定めることとなります。 続きまして、5ページを御覧願います。5ページからは、左に令和5年度海区漁場計画作成基準(案)と右側に同基準の運用(案)を示してございます。主に基準案の要点について御説明させていただきます。まず、第2に漁業権切替えの基本的な考えを示しております。課題につきましては、先ほど御説明いたしましたが、これらの課題への対応方針について、養殖業では意欲ある漁業者の規模拡大、新しい養殖対象種の導入及び漁場利用の効率化の促進、定置漁業と採介藻漁業では、水産資源を持続的に利用するための資源管理及び造成の促進に取り組むこととしております。

次に、6ページを御覧願います。第4のI、海区漁場計画の作成についてでございます。ここでは、漁場計画の満たすべき要件を1から3に示しております。1が既存の漁業権が適切かつ有効に活用されている場合、その漁業権と内容が概ね等しい漁業権を設定することを示してございます。2は、既存の漁業権が適切かつ有効に活用されていない場合や漁業権の内容を変更する場合など、類似の漁業権として設定できないものは、全て新規の漁業権として扱われることとなり、漁業者等からの要望に基づき設定を検討することとなります。3は、漁業権の内容の変更、漁場の新設など、新規の漁業権とみなされるものについては関係者との調整が図られているものについて設定することを規定しております。

Ⅱの共同漁業権について御覧願います。1では、第一種共同漁業権について記載しております。第一種共同漁業権におけるポイントとしましては、7ページを御覧願います。7ページの(7)に、生産力を十分に発揮できていない漁場の有効活用を図るため、行使権者の地区要件緩和を促進することと、右側の運用では、行使規則の内容変更に県として柔軟に対応する旨、より具体的に記載しているところでございます。2では、第二種共同漁業権について記載しておりまして、7ページの(4)では、いかり止底刺し網漁業について、8ページの(5)では、磯建網漁業について、それぞれ漁業時期や免許の条件を規定しております。

8ページ後半からは、区画漁業権について記載しております。第一種区画漁業権におけるポイントとしましては、9ページ(4)を御覧願います。(4)では、第一種区画漁業権について、生産力を十分に発揮できていない漁場の有効活用を図るため、漁業調整上支障のない範囲で、新規着業、協業化、省力化、規模拡大、行使権者の地区要件緩和を促進することを記載しており、運用ではより具体的に、行使規則の内容変更に県として柔軟に対応する旨を記載しております。

11ページから13ページにかけましては、定置漁業権の策定基準と運用について記載しております。定置漁業権としては、11ページの「1 既存漁場」(1)としまして、活用漁業権でない漁場は、原則として計画しないこととしております。12ページの運用ウでは、沖出しについては、垣網の延長は認めないこととしております。同じく12ページの「2 新規漁場」の取扱いでは、秋さけ等の資源保護に配慮して、基本的には定置漁場の新設は認めないこととしております。資料の説明については以上でございます。

本県の漁業が抱える課題への対応としまして、漁協や漁業者等の要望を聴きながら、 海区漁場計画を作成していくところでございます。報告事項(3)については以上でございます。

## 大井会長

ただ今、県から説明が終わりましたが、これについて委員の方々から御質問等がございましたら、お願いをいたします。

(三田地委員、挙手)

## 三田地委員

来年、漁場計画等があるわけですが、今までと同じにですね、各地区ごとに説明があるわけですか。

## 太田漁業調整課長

はい、今週以降からですね、各地区で説明会を開催していくこととしております。

## 三田地委員

はい、了解しました。よろしくお願いします。

## 大井会長

ほか、ございませんか。

# 大井会長

ないようでございますので、それでは「その他」に入ります。

報告事項(3)終了 一

#### 大井会長

委員の皆様方から、委員会で共有したい情報などは、ございませんでしょうか。

### 大井会長

県の方からは、情報提供はございませんか。

### 太田漁業調整課長

ございません。

### 大井会長

事務局からございますか。

### 前川事務局長

それでは、事務局から御連絡いたします。次回の海区委員会につきましては、緊急の 案件がないかぎり、12月頃の開催を予定しております。事務局からは以上でございます。

#### 大井会長

それでは、以上で本日の日程は、全て終了いたしましたので、これにて委員会を閉会 といたします。皆様、大変御苦労様でございました。ありがとうございました。

**———** 終了(午後3時 10 分) **———**